

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 2 4 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和 7 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和 7 年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和 6 年 1 2 月 2 7 日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和 7 年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 西林

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、令和6年12月6日に「令和7年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月25日に「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月27日、令和7年度一般会計歳入歳出概算（別添資料第3）を閣議決定した。

1 令和7年度一般会計歳入歳出概算は、「令和7年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

- ① 我が国経済は、600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現した。成長と分配の好循環は、動き始めている。現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。
- ② こうした前向きな動きを、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、更に政策を前進させなければならない。賃金・所得が力強く増加していく状況が定着するまでの間、家計を温め、生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要である。
- ③ 最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることである。
- ④ 我が国経済が緩やかな回復を続けると見込まれる中、経済全体の需給バランスは、今後、需要不足から供給制約の局面に入ると見られる。官民が連携する形で成長分野における投資を促進するとともに、地方の中堅・中小企業の人手不足対策を含めた生産性向上の取組を支援するなど、日本経済及び地方経済の中長期的な成長力を強化することが必要となる。それらの取組と人への投資及び労働市場改革を合わせ、賃上げの流れを構造的・持続的なものとする。

同時に、現下の物価高の下、誰一人取り残されない形で成長型経済に移行するためには、特に物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援や地域の実情に応じたきめ細かい物価高対策など、当面の措置を講ずる必要がある。

東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、外交・安全保障環境の変化への適切な対応、防犯・治安対策の強化、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進を含め、「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組を推進し、成長型経済への移行の礎となる国民の安心・安全の確保に万全を期すことも必要である。

- ⑤ 政府は、こうした重要課題に迅速に対応するため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を策定した。経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算の成立後には、できる限り速やかに関連する施策を実行する。その上で、令和7年度の予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行う。
- ⑥ 経済財政運営に当たっては、デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。
- ⑦ 物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着に向け、地域の中堅・中小企業及び小規模事業者を含め、最低賃金の引上げを始めとする賃上げの環境について、その業種・規模に応じた環境整備を行う。国民一人一人の生産性と所得を向上させる全世代のり・スキリング支援、成長分野への労働移動の円滑化など、三位一体の労働市場改革を推進する。建設・物流、医療・介護等の現場におけるロボット・ICT機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する。公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）に基づく取組の徹底、国等及び地方公共団体の官公需における入札制度の適切な運用を含め、中小企業等の価格転嫁の円滑化を支援する。中小企業等のM&A及び事業承継の環境整備、資金繰り、経営改善・再生・成長の支援に取り組む。
- ⑧ 地方こそ成長の主役である。ICT技術も活用しながら、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）を展開する。「新しい地方経済・生活環境創生本部」（令和6年10月11日設置）において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する。地域の産官学金労言が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出そうとする取組を後押しする中で、買物、医療、交通など日常生活に不可欠なサービスの維持向上や

足元の経営状況の急変を踏まえた医療・介護の提供体制の確保、デジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）の面的展開等の取組を進め、新たな需要創出や生産性向上につなげる。地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指して取り組む。

- ⑨ 賃上げの原資となる企業の稼ぐ力や地方経済の潜在力を引き出すための国内投資を促進する。科学技術の振興及びイノベーションの促進、創薬力の強化、GX・DX及びAI・半導体の分野における官民連携での投資の促進や産業用地の確保、宇宙・海洋のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組むことによって、成長力を強化するとともに、新たな需要を創出する。

半導体を始めとする重要な物資のサプライチェーンの強靱化や先端的な重要技術の育成など、経済安全保障の確保に向けた取組を推進する。併せて、食料安全保障及びエネルギー安全保障に係る政策対応を強化する。

- ⑩ 農林水産業の持続可能な成長、文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組を推進する。2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現等に取り組む。2025年大阪・関西万博の準備及び安全な運営に取り組むとともに、我が国の魅力を世界に発信し、交流人口の拡大及び地方活性化につなげる。

- ⑪ 令和6年能登半島地震等の自然災害からの復旧・復興に取り組む。今後も想定される災害への備えに万全を期すため、令和8年度中の防災庁の設置に向けた検討と並行して、まず、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するとともに、避難所環境の整備など、防災・減災及び国土強靱化の取組を着実に推進する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、「国土強靱化実施中期計画」の策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定する。

東日本大震災からの復興・創生に取り組む。ALPS処理水に関し、一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止に対し、即時撤廃を強く求めるとともに、安全性の確保と風評対策・なりわい継続支援に万全を期す。

- ⑫ 日米同盟を基軸に、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、

法の支配に基づく国際秩序を堅持するため、各国・地域との協力連携を深めるとともに、ルールに基づく自由貿易体制を推進する。

戦後最も厳しく複雑な状況となっている安全保障環境を踏まえ、国家及び国民を守り抜くため、令和5年度から令和9年度までの5年間で43兆円程度の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現する。「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」における検討を踏まえた人的基盤の強化に係る施策に取り組む。

- ⑬ 若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯に対し切れ目のない支援を行う観点から、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に実施する。「こども誰でも通園制度」の制度化やこどもの貧困等の多様な支援ニーズへの対応の強化、育児休業制度の充実等に取り組む。
- ⑭ 誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指し、都市部を含む社会全体での防犯・治安対策の強化、厳格かつ円滑な出入国在留管理、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策・就職氷河期世代のリ・スキリングの支援等に取り組む。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 令和7年度予算は、令和6年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）に沿って編成する。

足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行う。
- ② その際、骨太方針2024に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、「中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政

策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

- ③ 骨太方針2024を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

- 2 このような方針に基づいて編成された令和7年度一般会計歳入歳出概算の規模は、「一般会計予備費」1兆円を含め、1兆5,415億円（前年度比2兆9,698億円、2.6%増）で、基礎的財政収支対象経費は8兆7,760億円（前年度比1兆7,370億円、2.0%増）となっている。

財政投融资計画の規模は1兆1,817億円（前年度比1兆1,559億円、8.7%減）となっている。

また、「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては令和7年度の国内総生産は6兆2,930億円程度、名目成長率は2.7%程度、実質成長率は1.2%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

令和7年度においては、社会保障関係費、人件費の増加等が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し1兆5,350億円、1.7%増の6兆3,714億円と、令和6年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

令和7年度においては、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれることなどにより、1兆9,290億円の財源不足額が生じることとなった。

このため、令和7年度の地方財政対策においては、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。なお、当該措置を講ず

ることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額及び臨時財政対策債の発行額は生じないこととなった。

① 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,600億円

② 地方交付税の増額

ア 「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）附則第4条の2第1項（配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填）に基づく加算額154億円及び同条第3項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額775億円（以下「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰入れ 929億円

イ 交付税特別会計剰余金の活用 400億円

ウ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

(3) 地方交付税の総額

令和7年度の地方交付税の総額は1兆8,574億円（前年度比2,904億円、1.6%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計 1兆8,848億円

ア 地方交付税の法定率分等 1兆7,919億円

（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 1兆9,222億円

（イ）国税減額補正精算分（平成20、21、令和元年度）
△6,854億円

（ウ）国税決算精算分（平成28年度） △449億円

イ 一般会計における加算措置（既往法定分） 929億円

② 特別会計 727億円

ア 地方法人税の法定率分 2兆1,773億円

イ 交付税特別会計借入金償還額 △2兆8,000億円

ウ 交付税特別会計借入金支払利子 △2,270億円

エ 交付税特別会計剰余金の活用 400億円

オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用
2,000億円

カ 令和6年度からの繰越金 6,822億円

キ 返還金 2億円

(4) 地方財政の健全化

令和7年度においては、以下のとおり、地方財政の健全化を進めることとしている。

- ① 財源不足額については、1兆929億円（前年度比7,203億円、39.7%減）となること。
 - ② 臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額が生じていないこと。その結果として、令和7年度末の臨時財政対策債残高見込みは、42.3兆円となり、令和6年度末の残高見込みに比し3.5兆円の減となること。
 - ③ 交付税特別会計借入金については、平成23年度の償還計画の見直し以降に償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分2兆2,000億円を前倒しし、2兆8,000億円を償還することとしていること。その結果として、令和7年度末の交付税特別会計借入金残高見込みは、25.3兆円となること。
 - ④ 国税減額補正精算については、精算を4,393億円前倒しし、国税決算精算分と合わせ、7,303億円を精算することとしていること。
- (5) 物価上昇局面における税負担の調整等
- 令和7年度税制改正における所得税に係る物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応に伴う令和7年度の地方交付税の減収の影響は2,234億円であるが、この影響を含めても所要の一般財源総額を確保している。
- (6) デジタル投資の推進
- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するため、新たに「デジタル活用推進事業費（仮称）」を1,000億円計上することとしている。
- (7) 地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保
- 令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費（地方負担7,700億円程度）について、所要額を計上することとしている。
- また、教職調整額の率の引上げに要する経費（地方負担113億円）について、所要額を計上することとしている。
- さらに、令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）に「給与改善費（仮称）」を2,000億円計上することとしている。
- (8) 物価高への対応
- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託

料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円（前年度比300億円増）を計上することとしている。

(9) こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども・子育て支援加速化プラン」による前年度からの地方負担の増（2,410億円程度）について、必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が、こども・子育て政策の地方単独事業を実施できるよう、引き続き、ソフト事業分として一般行政経費（単独）に1,000億円を計上し、ハード事業分として投資的経費（単独）に「こども・子育て支援事業費」を500億円計上することとしている。

(10) 地方税制改正

令和7年度地方税制改正においては、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長等の税制上の措置を講ずることとしている。

(11) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和7年度地方財政計画ベース）は97兆100億円程度（前年度比3兆3,700億円程度、3.6%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は81兆2,800億円程度（前年度比2兆8,200億円程度、3.6%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税等の合計額）は67兆5,414億円（前年度比1兆8,435億円、2.8%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は63兆7,714億円（前年度比1兆535億円、1.7%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は6.1%程度（前年度6.7%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和6年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は171兆円程度（令和6年度末178兆円程度、前年度比7兆円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和7年度地方財政計画ベース）は2,700億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は871億円となる見込みである。

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和7年度地方財政計画ベース）は、218億円となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和7年度の国内総生産の成長率は、名目2.7%程度、実質1.2%程度と見込まれているところ、最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることである。
- 2 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開に向け、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、産官学金労言など地域の多様な主体の参画を通じた地域の独自の取組などを支援するため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、令和6年度補正予算（第1号）において1,000億円が計上されるとともに、令和7年度予算においても2,000億円が計上されている。その地方負担については、ハード事業は地方債を充当できることとし、ソフト事業は地方交付税措置を講ずることとしている。
- 3 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出において、「地方創生推進費」について、前年度同額の1兆円を計上し、また、地方公共団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、2,000億円を計上し、これらを内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」から名称を変更した、「新しい地方経済・生活環境創生事業費（仮称）」（1兆2,000億円）を計上することとしている。

なお、「地域デジタル社会推進費」のマイナンバーカード利活用特別分500億円は終了するが、一般行政経費（単独）において「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設し、1,000億円を計上することとしている。

各地方公共団体においては、地域の実情に応じて、地域活性化、交通・福祉

をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバインド対策などに取り組んでいただきたい。その際、総務省において、地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第3.0版】」（令和6年5月31日総務省公表）について、各地方公共団体の新たな取組状況を踏まえつつ、地方公共団体を取り入れやすい汎用的な事例や、住民がサービスの恩恵を強く感じられる事例を中心に内容の拡充を予定しているの、参考にしていただきたい。

- 4 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、地方財政計画の一般行政経費（単独）において、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設し、令和7年度は1,000億円を計上することとしている。

対象事業は、デジタル活用推進計画に位置付けて実施する以下の地方単独事業等（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づく標準化のために必要な経費を除く。）としている。

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

- ① 住民サービスの提供に必要な情報システムの導入
- ② 共同調達による情報システムの導入
- ③ 住民利用又は住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- ④ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方公共団体及び公共的団体等による日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に資する情報システムの導入及び情報通信機器等の整備（公共的団体等による事業は地方公共団体からの補助が対象）

その対象事業について、地方債の特例措置を創設するため、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の改正を行う予定であり、その地方負担については、90%まで地方債（デジタル活用推進事業債（仮称））を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除き、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

事業期間については、令和11年度までとしている。

- 5 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第

3. 0版】」（令和6年4月24日総務省公表）等を踏まえ、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。

(1) マイナンバーカードについては、希望する全ての国民が円滑に取得できるよう、取得環境の整備に取り組むとともに、利便性の向上にも積極的に取り組んでいただきたいこと。特にカードの空き領域を活用した地方公共団体独自の取組を積極的に実施していただきたいこと。また、今後、カードや電子証明書の更新が増加することを踏まえ、郵便局窓口を活用した申請受付の実施も含め、申請受付や交付に係る体制を構築いただきたいこと。「マイナンバーカード交付事務費補助金」については、令和6年度補正予算（第1号）において、698億円を計上するとともに、令和7年度予算において75億円を計上しており、各市区町村において適切な予算措置と効率的な執行管理に努めていただきたいこと。

(2) 地方公共団体の情報システムについては、標準準拠システムへの移行を支援するため、令和6年度補正予算（第1号）において、地方公共団体情報システム機構に設置されているデジタル基盤改革支援基金の積立てに要する経費として194億円を追加し、累計で7,182億円を計上しており、当該基金を活用し、移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助（全額国費）を行うこととしていること。また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）において「各地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえ、総務省は、令和7年度（2025年度）末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目途に検討する。」とされたこと。

地方公共団体のガバメントクラウドの利用料については、令和6年度までは先行事業として全額国費で対応しているが、令和7年度からは地方公共団体が負担することとなること。標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、所要額を一般行政経費（単独）に計上し、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。

このほか、標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 総合行政ネットワーク（LGWAN）については、令和6年10月から第5次LGWANの運用が開始されているが、各団体において適切にネットワークの切り替えを行っていただきたいこと。なお、LGWANに接続する都道府県ノードやアクセス回線等の経費について、引き続き地方交付税措置を

講ずることとしていること。

(4) 地方公共団体におけるテレワークについては、働き方改革や業務効率化、行政機能維持のための有効な手段であることから、「市町村におけるテレワーク導入事例集」（令和5年4月総務省公表）等を参考に、テレワークの導入・活用に取り組んでいただきたいこと。なお、テレワーク環境の構築に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

6 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が困難な状況であることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、令和7年度中に全ての都道府県が市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村のDX支援のために必要な人材の広域的な確保を進めていくこととしている。

このため、各地方公共団体においては、以下の点に留意し、着実に取組を進めていただきたい。

(1) 都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材を常勤職員として雇用する場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、デジタル人材の募集経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしていること。

(2) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 推進体制においては、都道府県と市町村が連携した取組として、特にシステムの共同調達を積極的に推進していただきたいこと。なお、都道府県と市町村が連携した共同調達によるシステム導入経費については、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とすることとしていること。

7 義務教育段階における1人1台端末の整備については、令和5年度補正予算（第1号）に引き続き令和6年度補正予算（第1号）において、都道府県に基金を設置するために必要な経費が206億円計上されており、基金を取り崩して実施する整備の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。併せて、1人1台端末の購入については、資金手当としてデジタル活用推進事業債（仮称）を充当できることとしている。

8 「学校のICT環境整備3か年計画」（令和7年度～令和9年度）が策定されたことに伴い、同計画に基づく学校における情報機器等の整備のうち、電子

黒板の整備等に必要な経費についてはデジタル活用推進事業債（仮称）を充当できるほか、地方債の対象とならない経費については地方交付税措置を講ずることとしている。なお、高等学校の学習者用端末については、整備の方法が様々であることを踏まえ、単位費用による地方交付税措置を講じた上で、購入する場合には資金手当としてデジタル活用推進事業債（仮称）を充当できることとしている。

9 5か年加速化対策に基づく直轄事業及び補助事業について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしている。5か年加速化対策の5年目である令和7年度分については、令和6年度補正予算（第1号）（国費1兆6,992億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債等により措置することとしている。

10 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備等を対象事業に追加した上で、令和7年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

また、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、46.8万円/m²から50.1万円/m²へ引き上げることとし、令和6年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

なお、緊急防災・減災事業債の事業期間（令和7年度まで）終了後の在り方については、地方公共団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

11 地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策（基層及び路盤を含む対策）を対象事業に追加した上で、令和7年度は4,000億円（前年度同額）を計上することとしている。

その地方負担については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、緊急自然災害防止対策事業債の事業期間（令和7年度まで）終了後の在り方については、地方公共団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 12 地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、事業期間を令和11年度まで延長するため、「地方財政法」の改正を行う予定であるとともに、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、令和7年度は1,100億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急浚渫推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 13 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。
 - (1) 次の経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。
 - ① 緊急消防援助隊の機能強化を図るための無人走行放水ロボットの整備
 - ② 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
 - ③ 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備
 - ④ 「全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について」（令和7年1月7日付け消防庁国民保護・防災部国民保護室長、国民保護運用室長通知）を踏まえて行う新型Jアラート受信機の整備
 - (2) 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定に要する経費及び消防職員又は消防団員の無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。
 - (3) 夜間に消防防災ヘリコプターを運航する上で必要となる計器飛行証明資格の取得に要する経費及び応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。
- 14 避難所となる公立小・中学校の体育館等への空調整備を加速するため、令和

6年度補正予算（第1号）において空調設備整備臨時特例交付金が創設され、779億円が計上されたところであり、その地方負担については、補正予算債等により措置することとしている。

公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費については、令和7年度から地方交付税措置を講ずることとしている。

- 15 定員、能力・実績に基づく人事管理、給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和6年11月29日付け総務副大臣通知）を踏まえ、適切に対応していただきたい。

なお、上記通知において、国家公務員給与における地域手当制度の見直しを踏まえ、各地方公共団体における地域手当の見直しについて、適切に対処されるよう要請したところであるが、地域手当に関する特別交付税の減額措置については、地域手当制度の見直しに合わせて、令和7年度から廃止することとしている。

- 16 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和6年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

その際、令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、地方財政計画の一般行政経費（単独）等に1,450億円程度を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていることにご留意いただきたい。

- 17 地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されており、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただきたい。

また、定年引上げに伴う定員管理については、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」（令和4年6月24日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）及び「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について」（令和4年12月23日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）を踏まえ、中長期的な観点からの定員管理の取

組を計画的に進めていただきたい。

- 18 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、取り組んでいただきたい。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 19 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実と併せて、教師の処遇改善を行うこととしている。

現在は給料の4%としている教職調整額の率について、令和8年1月に5%とし、令和12年度までに10%への引上げを行うこととされており、通常国会に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（仮称）」が提出される予定である。

このほか、教職調整額の引上げと併せて管理職（校長、教頭等）の本給を改善するとともに、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算、多学年学級担当手当の廃止などを行うこととされている。

これらに必要な経費については、全額を地方財政計画の歳出に計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 20 地方公務員の人材育成・確保に当たっては、「人材育成基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省自治行政局公務員部長通知）を踏まえ、以下の点に留意し、令和5年12月に策定された「人材育成・確保基本方針策定指針」を参考として、各地方公共団体において策定されている人材育成基本方針の改正等を含め、着実に取組を進めていただきたい。

(1) 人材育成については、各地方公共団体が、改正後の人材育成基本方針において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する自団体職員向けの研修経費及び都道府県等が市町村職員を含めて開催する広域的な研修経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 人材確保については、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、技術職員やデジタル人材の確保に対する地方交付税措置に加え、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

- 21 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、都道府県等が、平時における技術職員不足の市町村への支援や大規模災害時の中長期派遣のために技術職員を確保する体制の更なる強化を図る観点から、市町村支援業務に従事する技術職員数又は中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に対して地方交付税措置を講ずることとしているところであり、中長期派遣要員を積極的に登録いただきたい。また、各都道府県においては、令和5年度に策定した「技術職員確保計画」の内容を見直しながら、人事担当部局と事業担当部局が連携して技術職員の確保に計画的に取り組んでいただきたい。
- 22 地方公共団体が原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、令和6年度補正予算（第1号）において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が1兆908億円（うち低所得世帯支援枠4,908億円、推奨事業メニュー分6,000億円）計上されているところである。
- また、令和6年度補正予算（第1号）において、1月から3月の電気料金及び都市ガス料金の値引き原資の支援を行うための「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が3,194億円、燃料油の小売価格急騰の抑制を図るための「燃料油価格激変緩和対策事業」が1兆324億円計上されている。
- 23 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上することとしている。当該経費に係る普通交付税の基準財政需要額の算定については、引き続き包括算定経費において一括して算定することとしている。
- また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に、令和6年度から300億円を増額し、600億円を計上することとしている。当該経費の増額に係る普通交付税の基準財政需要額の算定については、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を3%程度引き上げることとしている。「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について」（令和7年1月8日付け総務省自治行政局行政経営支援室通知）を踏まえ、適切に対応していただきたい。
- このほか、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限について、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、52万円/㎡から59万円/㎡へ引き上げることとし、令和6年度の病院事業債から適用することとしている。

また、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限について、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、46.8万円/㎡から50.1万円/㎡へ引き上げることとし、令和6年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

- 24 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、見直した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、集約化・複合化事業の対象に集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を追加した上で、令和7年度は5,000億円（前年度比200億円、4.2%増）を計上することとしている。

さらに、広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに複数の地方公共団体による公共施設の集約化等の取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。

- 25 地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和7年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。

- 26 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第31号）が令和6年11月1日から施行されていることを踏まえ、情報発信や生活環境の確保等の二地域居住・関係人口に係る取組に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

- 27 「地域おこし協力隊」については、隊員の活動に要する経費のうち報償費等について特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

また、隊員・地域住民・地方公共団体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

さらに、JETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域お

こし協力隊員になることを可能とするため、地域要件を緩和することとしている。

- 28 都市部の企業の社員を即戦力として活用する「地域活性化起業人」については、企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設するとともに、三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等の活用についても、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、企業派遣型地域活性化起業人の受入れに要する経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。
- 29 昨今の民間給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、JETプログラム参加者及び姉妹都市や姉妹校提携など外国自治体等との交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の任用に要する経費、私立学校におけるJETプログラム参加者の雇用に係る都道府県の助成に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 30 若者・女性の力を活かした魅力的な地域づくりや地域おこし協力隊等の未来の地域づくり人材の育成・確保の取組を加速化するため、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 31 地域の担い手となる人材を確保するため、事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに要する経費について、既存の措置を改組し、新たな枠組みとして特別交付税措置を講ずることとしている。
- 32 過疎地に所在し、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）に基づき同法第2条各号に掲げる事務を取り扱う郵便局等に対して、市町村が行政サービスや住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 33 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、次のとおり地方交付税措置の創設・見直しを行うこととしている。
 - (1) 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、次の経費について新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。
 - ① 都道府県等（学校設置者）が、地域の産業界との連携協定等に基づいて実施する学科の新設・再編等に要する経費
 - ② 市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と

連携した地域に必要な人材の育成に要する経費

(2) 都道府県立高校の運営経費に対する地方交付税措置について、地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・再編等が行われる場合に適切に財政措置を行う観点から、高等学校費（測定単位：生徒数）に種別補正を創設し、学科の種類に応じた算定に見直しを行うこととしていること。

34 「ローカル 10,000 プロジェクト」については、引き続き、国庫補助事業の地方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業に対する特別交付税措置を講ずることとしている。

このほか、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業については、「ローカルスタートアップ支援制度」の事業の企画・立ち上げ準備・立ち上げ・フォローアップの各段階において要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

35 地域運営組織に加え、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 6 5 号）により制度が創設された指定地域共同活動団体に対する設立運営支援等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

36 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第 6 4 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

37 連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に要する経費、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に要する経費並びに「地域の未来予測」の共同作成やそれに基づく広域連携の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

38 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費や、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。

39 地域の人への投資（リスクリング）の推進のため、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

40 こども・子育て支援の強化に係る地方財源については、次のとおり、確保することとしている。

(1) 令和7年度においては、「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」について次の措置等を講ずることとされており、前年度からの地方負担の増（2, 410億円程度）について、全額を地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。

① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

ア 児童手当の抜本的拡充（所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長及び多子加算について第3子以降3万円の平年度化） 583億円

イ 高等教育費の負担軽減（多子世帯の学生等について、所得制限を設けず授業料・入学金を無償化） 220億円

ウ 妊婦のための支援給付（経済的支援）への国費充当（地方負担の解消）
△258億円

② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

ア 産後ケア事業及び新生児聴覚検査の拡大 10億円

イ 幼児教育・保育の質の向上（保育士等の処遇改善、1歳児の保育士等の配置改善） 1,184億円

ウ 地域子ども・子育て支援事業の充実（こども誰でも通園制度の実施、放課後児童クラブの常勤職員の配置改善等） 37億円

エ 多様な支援ニーズへの対応（障害児支援の拡大、児童扶養手当の拡充（所得制限の見直し、多子加算の見直し）の平年度化等） 588億円

③ 共働き・共育ての推進（地方公務員分）

男性の育児休業取得促進、出生後一定期間内の育児休業給付の給付率の引上げ（手取りで8割相当から10割相当）及び育児時短勤務手当金の創設 49億円

(2) 「こども未来戦略」に基づく取組に併せて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、引き続き地方財政計画の一般行政経費（単独）に1,000億円（前年度同額）を計上することとしていること。

(3) 地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に併せて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、地方財政計画における「こども・子育て支援事業費」について、引き続き500億円（前年度同額）を計上することとしていること。

ること。

- 41 地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業費」について、令和7年度は1,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、90%まで地方債（脱炭素化推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、再生可能エネルギーの導入及びZEB化についてはその50%、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入については地方公共団体の財政力に応じてその30%～50%、電動車等の導入についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしている。

なお、脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の事業期間（令和7年度まで）終了後の在り方については、地方公共団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 42 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定）に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、令和7年度に児童相談所の児童福祉司を約90人、児童心理司を約240人それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、道府県の標準団体で児童福祉司99人分及び児童心理司44人分の配置について、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 43 令和7年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（9,439億円（前年度比120億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援（3,785億円）

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること（3,541億円）。

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護（5,622億円）

- ① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病

床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を引き続き実施すること（医療分296億円、介護分175億円）。

また、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として22億円を引き続き全額国費で計上すること。

- ② 令和6年度の診療報酬及び介護報酬改定に伴い、医療関係職種の賃上げ及び介護職員の処遇改善のための措置を引き続き実施すること（医療127億円、介護354億円）。

44 令和7年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（6,801億円（前年度比23億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること（5,448億円）。

(2) 高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に実施している高等教育の修学支援（学資支給及び授業料等の減免）について、令和7年度から多子世帯の所得制限を撤廃することとされていること（公立大学等分177億円、私立専門学校分315億円）。

45 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き適切に取り組んでいただきたい。

なお、新たな地域医療構想の策定及び取組や医師偏在対策等については、通常国会に「医療法等の一部を改正する法律案（仮称）」が提出される予定であり、その内容にご留意いただきたい。

46 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、制度の円滑な運営ができるよう、引き続き適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項

にご留意いただきたい。

(1) 令和7年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が引き続き確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（5,718億円）について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。なお、保険者支援制度の拡充及び高額医療費負担金については、制度改正を予定していること。

ア 保険料軽減制度（4,358億円（全額地方負担）（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,612億円（うち地方負担1,306億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費負担金（3,517億円（うち地方負担879億円）（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2））

エ 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置（81億円（うち地方負担40億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

オ 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の減額措置（15億円（うち地方負担8億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

カ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（全額地方負担）（市町村単独））

(2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（912億円（全額国費））及び予防・健康づくりを一層推進するための「国民健康保険

保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」（380億円（全額国費））を引き続き交付することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方公共団体等との議論を深めることとされていること。

- (3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう、財政支援の拡充が行われたことを踏まえるとともに、都道府県内の保険料水準の統一を図るため、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

47 後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 保険料軽減制度（3,914億円（全額地方負担）（都道府県3/4、市町村1/4））
- (2) 高額医療費負担金（5,077億円（うち地方負担1,269億円）（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2））
- (3) 財政安定化基金（216億円（うち地方負担72億円）（国1/3、都道府県1/3、後期高齢者医療広域連合1/3））

48 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、令和6年度補正予算（第1号）における介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に生ずる経費について引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、厚生労働省の調査によると、過去の介護報酬改定や消費税率の引上げに対応するための老人保護措置費に係る支弁額等の改定を行っていない地方公共団体が一定数存在している。養護老人ホームや軽費老人ホームは居宅での生活が困難な高齢者に対する受け皿として重要な役割を果たしていることも踏まえ、支弁額等の適切な改定に取り組んでいただきたい。

49 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、次のとおり措置を講ずることとしている。

- (1) 定期の予防接種の対象疾病（B類疾病）に、带状疱疹を追加することとされており、実費徴収できない低所得者分の所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症について、令和7年度の定期接種における標準

的な接種費用が15,600円と見込まれていることを踏まえ、実費徴収できない低所得者分の所要額について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

- (3) ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への対応について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種している者については、接種期間を延長することとされており、その所要額について地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 50 地方公共団体においては、引き続き国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「骨太方針2024」で示された「経済・財政新生計画」及び「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。

「自治体フロントヤード改革」については、令和5年度補正予算（第1号）及び令和6年度補正予算（第1号）において実施している「自治体フロントヤード改革支援事業」を通じて、住民の利便性向上・業務効率化に関する効果を示しつつ、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書を作成するとともに、取組状況の見える化を推進し、地方公共団体の自主的な改革を促進することとしていること。これらを踏まえ、各地方公共団体において「自治体フロントヤード改革」を推進するよう努めること。その際、地方公共団体が負担する住民サービスの提供に必要なシステム導入費等について、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とすることとしていること。

また、上記取組のほか民間委託や申請等関係事務処理法人の活用等により、更なる窓口業務改革の推進に努めること。

- (2) 地方公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、

経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

- 51 地方公共団体等の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためにアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和7年度も引き続き実施することとし、「公営企業・第三セクター等の経営改革」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備・活用」、「公共施設等総合管理計画の見直し・実行」、「地方公共団体のDX」、「地方公共団体のGX」及び「首長・管理者向けトップセミナー」に加え、新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」についてアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。このうち、「地方公共団体のDX」については、「消防防災DX」などにも活用が可能であり、各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用していただきたい。

また、事業の実施に当たり、都道府県の市区町村担当課においては、派遣先市区町村に係る調整やフォローアップなど主体的に関与いただきたい。

- 52 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。
- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の

経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

53 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努めていただきたいこと。

また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の積立状況等について、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努めていただきたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例や基金が保有する国債等を金融機関に消費寄託するという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

54 地方公会計については、毎年度、各地方公共団体において、決算年度の翌年度までに統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、令和6年度に改訂された統一的な基準に基づく財務書類等の作成・更新については、令和8年度決算を対象とする財務書類等の整備までに行い、公表していただきたい。

併せて、財務書類等から得られる地方公会計情報については、公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例を取りまとめ、公表しているので、当該事例も参考にしながら取組を進め

ていただきたい。

- 55 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計情報の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。
- 56 一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報については、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施しているため、引き続き適切に対応いただきたい。
- 57 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされているところである。平準化の取組の推進について「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年1月11日付け総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）により通知しているので、これに留意の上、各地方公共団体の令和7年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、令和6年度から「労働基準法」（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されていることを踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期の設定、急激な物価変動等を含む市場の最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。
- 58 地方公共団体の契約における中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和6年4月19日付け総務省自治行政局長通知）で要請したとおり、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定）を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、中小企業者への発注時期等の平準化、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低

賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、著作権等の知的財産の取扱い並びに平時においても燃料供給が安定的に行われる環境維持の重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うことができること等の中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

なお、人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定や契約変更の実施については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）により通知している「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて適切に対応していただきたい。

また、官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて（通知）」（令和5年10月20日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度等の適切な活用、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等の積極的な活用について通知しているのでご留意いただきたい。

さらに、ビルメンテナンス業務の公共調達については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）」（令和5年4月28日付け総務省自治行政局行政課長通知）、「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）」（令和6年8月29日付け総務省自治行政局行政課長通知）等を踏まえ、厚生労働省の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえた予定価格の適正な設定や、最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動に伴う適切な契約金額の変更について通知しているのでご留意いただきたい。

- 59 公金収納等事務に係る手数料については、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」（令和4年3月29日付け総務省自治行政局行政課長、総務省自治税務局企画課長通知）等に基づき、地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われていることを踏まえつつ、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 60 令和8年9月以降eL-QR（地方税統一QRコード）の仕組みを地方税以外の公金にも拡大することを受け、各地方公共団体においては、改修が必要となるシステムについて事業者との調整を進める等、引き続き積極的にご対応い

ただきたい。これに関し、e L-Q Rを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修に要する経費について、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とすることとしている。

- 61 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進にご配慮いただきたい。
- 62 「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第60号）により、国及び地方公共団体は、「火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない」とされたことを踏まえ、地方公共団体が行う火山防災人材の育成及び確保に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 63 地方公共団体が「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を受けて実施する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営等に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 64 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）に基づき、令和7年度に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除を行う場合、これに伴う減収額に9/10を乗じた額を震災復興特別交付税による補填の対象とすることとしている。また、不均一課税を行う場合においては、課税免除を行った場合の減収額の9/10を上限に震災復興特別交付税による減収補填の対象とすることとしている。なお、「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づき、令和7年度に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除等を行う場合、これに伴う減収額について、引き続きその全額を震災復興特別交付税による補填の対象とすることとしている。
- 65 地方選挙における期日前投票所の設置については、「期日前投票所の設置促進について」（令和6年6月4日付け総務省自治行政局選挙部管理課長通知）等を踏まえ、選挙人にとって利便性の高い場所への期日前投票所の設置を検討し、積極的に取り組んでいただきたい。これに関し、期日前投票所の会場借上

料や警備員等派遣に要する経費、移動期日前投票所に係る車両借上料や移動支援として期日前投票所までの交通手段の提供に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

66 自治会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

67 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の円滑化を図るための措置を講ずることとしている。また、合併した市町村については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

68 高等学校以下の私立学校に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、都道府県が行う私立高等学校の地域の実情に応じた低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援、私立小中学校の家計急変世帯に対する授業料軽減、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助並びに授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、地域における「学びのセーフティネット」としての機能を踏まえ、私立専修学校高等課程における特別の支援を要する生徒や不登校の生徒への支援のための追加費用に対する都道府県の補助について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

69 私立幼稚園における医療的ケア看護職員配置に対し、国と協調して行う地方公共団体の補助に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

70 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

71 地方公共団体が国の交付金を受けて実施する特定外来生物の防除等に要する経費に対する特別交付税措置については、措置の対象に、農林水産省の「土地改良施設維持管理適正化事業費補助」の「水利施設管理強化事業（特定外来生物対策型）」を受けて実施する事業に要する経費を追加することとしている。

- 72 地方公共団体が行う商工会・商工会議所の職員設置費等の補助に要する経費については、公務員給与の引上げに準じた所要額や、小規模事業者の持続的発展に向けた商工会・商工会議所の広域連携の促進等に要する経費を含め、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 73 地域公共交通の再構築については、「社会資本整備総合交付金」の「地域公共交通再構築事業」等を受けて実施する鉄道施設やバス施設等の整備事業に係る地方負担について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 74 環境省において「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を令和6年度中に改訂し、全ての市町村が、生ごみ、剪定枝等木質ごみ、廃食用油（以下「生ごみ等」という。）の分別収集及び適正な循環的利用に努めるよう、位置付けられる予定であること等を踏まえ、市町村が実施する生ごみ等の分別収集及び適正な循環的利用に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 75 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和7年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。
- 76 公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度については、令和7年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和12年度まで延長することとし、そのために「地方財政法」の改正を行う予定としている。
- 77 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上、明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要

する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるPeppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppole-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

現在、民間のサービスプロバイダーによりPeppole-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の中で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEP S）等によるPeppole-invoiceの受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

なお、日本におけるPeppole-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表していること。

インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたい

いこと。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）」（令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知）を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことにご留意いただきたいこと。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和7年度の地方税制改正に伴う令和7年度の地方税の影響額として73億円の減収を見込んでいること。
- ② 令和7年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し2兆7,164億円、6.4%増の45兆4,493億円（道府県税にあっては6.9%の増、市町村税にあっては5.9%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割13.4%の増、法人税割0.6%の増、法人事業税9.3%の増、地方消費税1.9%の増、市町村民税のうち所得割13.5%の増、法人税割0.7%の増、固定資産税（交付金を除く。）2.3%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消

防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

① 地方譲与税の収入見込額は、2兆9,661億円（前年度比2,368億円、8.7%増）である。

その内訳は、地方揮発油譲与税2,127億円（同26億円、1.2%減）、石油ガス譲与税40億円（同3億円、7.0%減）、自動車重量譲与税3,077億円（同64億円、2.1%増）、航空機燃料譲与税145億円（同2億円、1.4%増）、特別とん譲与税113億円（同1億円、0.9%減）、森林環境譲与税689億円（同48億円、7.5%増）及び特別法人事業譲与税2兆3,470億円（同2,284億円、10.8%増）となっている。

② 森林環境譲与税の活用等について、課税開始に伴い社会の関心が高まっていることも踏まえ、森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、基金へ積み立てる場合等についても、その実施計画を公表するなど、住民に対する説明を十分に行っていただきたい。

(3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、1,936億円（前年度比9,384億円、82.9%減）であり、その内訳は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金1,759億円（同215億円、10.9%減）及び個人住民税の定額減税による減収を補填するため計上する定額減税減収補填特例交付金103億円（同9,131億円、98.9%減）並びに生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補填するため計上する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金74億円（同38億円、33.9%減）である。

(4) 地方交付税

令和7年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額18兆7,919億円（平成20年度、平成21年度及び令和元年度補正予算に係る精算額6,854億円及び平成28年度決算に係る

精算額449億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額(既往法定分等)929億円を加えた1兆8,848億円であり、前年度当初予算に比し2兆2,305億円、13.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額2兆1,773億円、令和6年度からの繰越金6,822億円、返還金2億円、交付税特別会計剰余金の活用額400億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額2兆8,000億円及び交付税特別会計借入金に係る支払利子額2,270億円を減額した1兆9,574億円であり、前年度当初予算に比し2,904億円、1.6%の増となっている(別添資料第6)。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

(ア) 地方公務員の給与改定に要する経費について、各算定費目の単位費用等において反映していること。

このうち、会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定することとしていること。

(イ) 地方財政計画に計上することとしている「給与改善費(仮称)」

2,000億円について、常勤職員等分(1,700億円程度)は給与費の一定割合(1.15%程度)を関係費目において、会計年度任用職員分(300億円程度)は包括算定経費において、それぞれ算入することとしていること。

(ウ) 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上することとしている400億円については、引き続き包括算定経費において一括して算定することとしていること。

また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、該当する算定費目におけるこれらの経費

に係る単位費用措置を3%程度引き上げることとしていること。

(エ) 道府県分の「高等学校費」（測定単位：生徒数）において、学科ごとの経費の差を反映する種別補正を創設し、普通科等（普通科の他、商業科、家庭科等を含む。）、専門学科（商業科、家庭科等を除く。）及び総合学科の生徒数を用いて算定することとしていること。

(オ) 公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、空調設備の設置状況に応じて算定することとしていること。

(カ) 標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定することとしていること。

(キ) 「地方創生推進費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置することとしていること。

算定に当たっては、引き続き成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(ク) 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円程度を算定することとしていること。

また、都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材を常勤職員として雇用する場合、当該人件費について職員数に応じて算定することとしていること。

(ケ) 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、マイナンバーカードの保有枚数率を活用した算定について終了することとし、従来分の2,000億円程度を前年度と同様の算定方法により算定することとしていること。

(コ) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要な経費を算定することとしていること。

(サ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかんがりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 固定資産税については、引き続き新型コロナウイルス感染症等に係る生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充等による減収がないものとして算定すること。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。

(イ) 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割、法人事業税及び特別法人事業譲与税の増が見込まれ、市町村分にあつては市町村民税所得割及び地方消費税交付金の増が見込まれること。

(ウ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、航空機燃料譲与税については、譲与基準の見直しに対応し、令和7年度に限り、当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。

(エ) 法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額の75%は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、震災復興特別交付税において措置されることを踏まえ、引き続きその75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、令和6年度（基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前）に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分2.0%程度の増、市町村分2.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分3.5%程度の増、市町村分6.5%程度の増と見込まれること。

なお、各地方公共団体においては、給与改定をはじめ年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるように、あらかじめ財源を留保しておくこと。

② 特別交付税

ア 令和7年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、前年度当初予算に比し1.6%の増となっているが、令和6年度補正予算（第1号）による増額後との比較では9.7%の減であるので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう、慎重に見積もること。

特に、令和6年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目及び震災復興特別交付税との重複計上がないか等について十分点検いただくほか、このような基礎数値の報告誤りがないよう、事業担当課と連携するとともに、特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上8.2%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和7年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりである。

(6) 地方債

令和6年12月27日に公表した令和7年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるように、所要の地方債資金確保を図ることとしている。

その総額は9兆885億円（前年度比1,299億円、1.4%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は5兆9,602億円（同3,501億円、5.5%減）、公営企業会計等分は3兆1,283億円（同2,202億円、7.6%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等を加速するための情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう、デジタル活用推進事業（仮称）を創設（「地方財政法」の改正を予定）することとし、900億円を見込んでいること。
- ② 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充することとし、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業について、対象事業を拡充することとし、4,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ④ 令和7年度以降も、地方公共団体が、引き続き緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業について、令和11年度まで延長（「地方財政法」の改正を予定）するとともに対象事業を拡充することとし、1,100億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業について、対象事業を拡充することとし、4,500億円（前年度比180億円、4.2%増）を見込んでいること。
- ⑥ 地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業について、900億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑦ 地方公共団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業について、450億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑧ 過疎対策事業について、過疎地域の持続的発展に資する事業を計画的に実施できるよう、5,900億円（前年度比200億円、3.5%増）を見込んでいること。

辺地対策事業について、辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、590億円（前年度比20億円、3.5%増）を見込んでいること。

- ⑨ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.6%）を確保していること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。特に、我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のSDGs（ESG）債への関心の高まりを踏まえ、地方公共団体の安定的な資金調達のため、令和7年度も引き

続き共同発行方式でグリーンボンド（グリーン共同債）を発行することとしていること。

- ⑩ 財政融資資金については、過疎対策事業のうち公共施設マネジメント特別分に限り、固定金利方式（12年以内（うち据置3年以内））による貸付の償還期間を、以下のとおり延長することとしていること。

ア 義務教育諸学校及び高等学校施設については、25年以内（うち据置3年以内）。

イ 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎、下水道施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、一般廃棄物処理施設については、30年以内（うち据置5年以内）。

- ⑪ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行っていただきたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,560億円（前年度比65億円、0.4%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画における給与改定の影響額については、令和6年人事委員会勧告に基づき積算した6,400億円程度を計上することとしていること。

- ② 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増員の解消による減等を見込むことにより、5,193人の減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、5,827人の改善増に対して、児童生徒数の減少等に伴う8,359人の減員に加え、定年引上げに伴う一時的な増員の解消として4,331人の減員を見込むことにより、全体として6,863人の減員を見込んでいること。

イ 公立高等学校、公立大学校等の教員については、児童生徒数の減少等

に伴い、1,009人の減員に加え、定年引上げに伴う一時的な増員の解消として1,048人の減員を見込むことにより、全体として2,057人の減員を見込んでいること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、476人の増員とすることに対し、定年引上げに伴う一時的な増員の解消として509人の減員を見込むことにより、全体として33人の減員を行うこととしていること。

エ 消防職員については、消防防災行政の状況等を勘案し、431人の増員とすることに対し、定年引上げに伴う一時的な増員の解消として313人の減員を見込むことにより、全体として118人の増員としていること。

オ 一般職員（アからエを除く職員）については、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員（329人）や、定年引上げに伴う一時的な増員の解消による減員（3,052人）を見込むこと等により、全体として3,642人の増員としていること。

③ 退職手当については、令和5年度からの地方公務員の定年引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなり、各地方公共団体において、退職手当組合や退職手当基金の活用等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化している実態を踏まえ、令和7年度と令和8年度の退職手当額を推計した上で、これらの合計の2分の1の額である1兆1,196億円（前年度比431億円、4.0%増）を計上することとしていること。

④ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 一般行政経費（単独）については、こども・子育て政策の強化等による社会保障関係費の増加や会計年度任用職員の給与改定に要する経費、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するために創設する「デジタル活用推進事業費（仮称）」等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出175億円を減じ、15兆8,946億円（前年度比5,085億円、3.3%増）を計上することとしていること。上記175億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであること

から、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。

- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,358億円、都道府県繰入金5,718億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,914億円を合算した1兆4,990億円（前年度比75億円、0.5%増）を計上することとしていること。
- ③ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和7年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上するとともに、令和7年度の給与改定に備え、「給与改善費（仮称）」として2,000億円を地方財政計画に計上することとしている。各地方公共団体においては、給与改定をはじめ年度途中の追加財政需要に適切に対応しうよう、あらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、全体で前年度比約2.2%増の5兆7,500億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、5,500億円程度（前年度比約0.5%増）、補助事業費については、5兆2,000億円程度（前年度比約2.3%増）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、引き続き、「こども・子育て支援事業費」を500億円計上することとしていること。これを含め、全体で前年度同額の6兆3,600億円程度を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債を含む地方債の元利償還金が減少することや、令和6年度補正予算（第1号）に係る措置として、令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源として、令和6年度の普通交付税が2,000億円増額交付されていることも踏まえ、地方財政計画に、前年度の公債費に比し1.5%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画に、

前年度に比し1.0%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 補助事業に係る地方負担分、地方単独事業分、地方税等の減収分を措置する震災復興特別交付税については、871億円を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（令和3年9月3日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、算定対象とならない経費等を回答することがないように、適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として33億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1,700億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

令和7年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として15億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は11億円、公営企業会計等分は4億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る補助事業費2,400億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費及び単独災害復旧事業に要する経費等の地方単独事業費については、117億円を計上することとしている。

③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災の税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、以下のとおり175億円を計上することとしている。

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分（29億円）

イ 条例減免分（5億円）

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分（141億円）

2 全国防災事業

(1) 歳入

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として217億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を218億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各地方公営企業においては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各地方公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略に基づく

計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であること。

- (2) 各地方公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業の必要性を含め、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等について検討し、これを推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、ウォーターPPPを含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進すること。なお、広域化等については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進すること。

これらの検討に資するよう、各地方公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（令和5年3月28日総務省公表）を公表しているため、積極的に活用すること。

- (3) 「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている簡易水道事業及び下水道事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用すること。その際に、次の事項に留意すること。

① 公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、令和10年度まで地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費についても、令和10年度まで地方交付税措置を講ずることとしていること。

② 簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に対する地方交付税措置について、公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度決算に基づく算定（令和8年度分算定）から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

- ③ 資本費平準化債の発行について、公営企業会計の適用を要請している重点事業は令和7年度から、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- (4) 各地方公営企業は、上記の課題に加え、DX・GXの推進等の様々な課題を抱えていることから、こうした課題への対応を検討している地方公営企業に対し、専門的な知識・ノウハウを提供するためアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を令和7年度も引き続き実施することとしていること。同事業では、DX・GXの取組、経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の改定及び経営強化の取組、上下水道の広域化等、公営企業会計の適用等を支援しているため、各地方公営企業においては積極的に活用すること。
- 2 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 水道事業については、令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、水道管路耐震化事業に対する地方財政措置について、対象となる上積事業費の算出方法を、事業費を基準とする方法に見直した上で、特別対策分の対象要件を緩和し対象団体を拡充するとともに、用水供給事業者を新たに一般対策分の対象団体に追加することとしていること。
- 各都道府県において策定した「水道広域化推進プラン」に基づき、都道府県のリーダーシップの下で同プランに基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、同プランの充実を図ること。
- 広域化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。
- (2) 下水道事業については、各都道府県において策定した「広域化・共同化計画」に基づき、令和6年4月に取りまとめた「広域化・共同化計画実施マニュアル」も踏まえ、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、同計画の充実を図ること。
- 広域化・共同化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。
- (3) 病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局

長通知)を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進すること。

厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債(経営改善推進事業)を創設することとしていること。

総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修(医療経営人材養成研修)を創設することとしていること。

不採算地区病院等については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ措置を令和7年度においても継続することとしていること。

へき地における医療提供体制を確保するため、へき地医療を担う公的病院等に対する地方公共団体の助成経費に係る地方交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加することとしていること。

公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、52万円/m²から59万円/m²へ引き上げることとし、令和6年度の病院事業債から適用することとしていること。

- (4) デジタル活用推進計画に位置付けて地方公営企業が実施する、日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に資する情報システムの導入及び情報通信機器等の整備等に係る地方単独事業等について、一般会計が補助を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債(仮称)を充当できることとするとともに、資金手当として公営企業債を充当することもできることとしていること。

事業期間については、令和11年度までとしていること。

- (5) 令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、病院事業債(災害分)を改編の上、病院事業については災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事を、水道事業については水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備を、それぞれ対象事業に追加(令和10年度まで)し、公営企業債(防災対策事業)を創設することとしていること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

- 1 「地方交付税措置」 …… 次のいずれかの措置（3に該当するものを除く。）
 - (1) 普通交付税措置
 - (2) 普通交付税措置及び特別交付税措置
- 2 「特別交付税措置」 …… 特別交付税措置（3に該当するものを除く。）
- 3 「地方財政措置」 …… 地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、1又は2の措置が講じられる場合を含む。）
- 4 「第三セクター等」 …… 第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

令和7年度予算編成の基本方針

令和6年12月6日
閣議決定

1. 基本的考え方

(1) 経済の現状及び課題

- ① 我が国経済は、600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現した。成長と分配の好循環は、動き始めている。現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。
- ② こうした前向きな動きを、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、更に政策を前進させなければならぬ。賃金・所得が力強く増加していく状況が定着するまでの間、家計を温め、生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要である。
- ③ 最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることである。
- ④ 我が国経済が緩やかな回復を続けると見込まれる中、経済全体の需給バランスは、今後、需要不足から供給制約の局面に入ると見られる。官民が連携する形で成長分野における投資を促進するとともに、地方の中堅・中小企業の人手不足対策を含めた生産性向上の取組を支援するなど、日本経済及び地方経済の中長期的な成長力を強化することが必要となる。それらの取組と人への投資及び労働市場改革を合わせ、賃上げの流れを構造的・持続的なものとする。

同時に、現下の物価高の下、誰一人取り残されない形で成長型経済に移行するためには、特に物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援や地域の実情に応じたきめ細かい物価高対策など、当面の措置を講ずる必要がある。

東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、外交・安全保障環境の変化への適切な対応、防犯・治安対策の強化、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進を含め、「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組を推進し、成長型経済への移行の礎となる国民

の安心・安全の確保に万全を期すことも必要である。

(2) 経済財政運営の基本的考え方

- ① 政府は、こうした重要課題に迅速に対応するため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を策定した。経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算の早期成立を図り、その成立後には、できる限り速やかに関連する施策を実行する。その上で、令和7年度の予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行う。
- ② 経済財政運営に当たっては、デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

(3) 施策の方向性

- ① 物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着に向け、地域の中堅・中小企業及び小規模事業者を含め、最低賃金の引上げを始めとする賃上げの環境について、その業種・規模に応じた環境整備を行う。国民一人一人の生産性と所得を向上させる全世代のり・スキリング支援、成長分野への労働移動の円滑化など、三位一体の労働市場改革を推進する。建設・物流、医療・介護等の現場におけるロボット・ICT機器の活用を通じた生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する。公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）に基づく取組の徹底、国等及び地方公共団体の官公需における入札制度の適切な運用を含め、中小企業等の価格転嫁の円滑化を支援する。中小企業等のM&A及び事業承継の環境整備、資金繰り、経営改善・再生・成長の支援に取り組む。
- ② 地方こそ成長の主役である。ICT技術も活用しながら、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）を展開する。「新しい地方経済・生活環境創生本部」（令和6年10月11日設置）において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する。地域の産官学金労言が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出そうとする取組を後押しする中で、買物、医療、交通など日常生活に不可欠なサービスの維持向上や足元の経営状況の急変を踏まえた医療・介護の提供体制の確保、デジタルトランスフォーメーション（DX）・グリーントランスフォーメーション（GX）の面的展開等の取組を進め、

新たな需要創出や生産性向上につなげる。地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指して取り組む。

- ③ 賃上げの原資となる企業の稼ぐ力や地方経済の潜在力を引き出すための国内投資を促進する。科学技術の振興及びイノベーションの促進、創薬力の強化、GX・DX及びAI・半導体の分野における官民連携での投資の促進や産業用地の確保、宇宙・海洋のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組むことによって、成長力を強化するとともに、新たな需要を創出する。

半導体を始めとする重要な物資のサプライチェーンの強靱化や先端的な重要技術の育成など、経済安全保障の確保に向けた取組を推進する。併せて、食料安全保障及びエネルギー安全保障に係る政策対応を強化する。

- ④ 農林水産業の持続可能な成長、文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組を推進する。2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現等に取り組む。2025年大阪・関西万博の準備及び安全な運営に取り組むとともに、我が国の魅力を世界に発信し、交流人口の拡大及び地方活性化につなげる。

- ⑤ 令和6年能登半島地震等の自然災害からの復旧・復興に取り組む。今後も想定される災害への備えに万全を期すため、令和8年度中の防災庁の設置に向けた検討と並行して、まず、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するとともに、避難所環境の整備など、防災・減災及び国土強靱化の取組を着実に推進する。

「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、「国土強靱化実施中期計画」の策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定する。

東日本大震災からの復興・創生に取り組む。ALPS処理水に関し、一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止に対し、即時撤廃を強く求めるとともに、安全性の確保と風評対策・なりわい継続支援に万全を期す。

- ⑥ 日米同盟を基軸に、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序を堅持するため、各国・地域との協力連携を深めるとともに、ルールに基づく自由貿易体制を推進する。

戦後最も厳しく複雑な状況となっている安全保障環境を踏まえ、国家及び国民を守り抜くため、令和5年度から令和9年度までの5年間で43兆円程度の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現する。「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会

議」における検討を踏まえた人的基盤の強化に係る施策に取り組む。

- ⑦ 若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯に対し切れ目のない支援を行う観点から、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に実施する。「こども誰でも通園制度」の制度化やこどもの貧困等の多様な支援ニーズへの対応の強化、育児休業制度の充実等に取り組む。
- ⑧ 誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指し、都市部を含む社会全体での防犯・治安対策の強化、厳格かつ円滑な出入国在留管理、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策・就職氷河期世代のり・スキリングの支援等に取り組む。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和7年度予算は、令和6年度補正予算と一体として、1.の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）に沿って編成する。

足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行う。
- ② その際、骨太方針2024に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、「中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ③ 骨太方針2024を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、EBPM¹やPDCA²の取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

¹ Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

² 企画立案 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) をいう。

令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

（令和6年12月25日
閣議了解）

1. 令和6年度の経済動向及び令和7年度の経済見通し

(1) 令和6年度及び令和7年度の主要経済指標

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	4.9	0.7	2.9	0.4	2.7	1.2
民間最終消費支出	323.1	333.0	343.6	2.4	▲ 0.4	3.1	0.8	3.2	1.3
民間住宅	22.2	22.6	22.8	0.9	0.8	1.5	▲ 1.3	1.1	▲ 0.3
民間企業設備	101.8	107.0	111.1	3.5	▲ 0.1	5.1	2.3	3.8	3.0
民間在庫変動 ()内は寄与度	0.6	0.7	0.5	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(0.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	132.2	140.0	146.5	7.1	2.8	5.9	1.7	4.7	3.6
(控除)財貨・サービスの輸入	137.7	148.0	154.5	▲ 5.8	▲ 3.3	7.4	4.3	4.4	3.6
内需寄与度				1.9	▲ 0.7	3.4	1.1	2.7	1.3
民需寄与度				1.6	▲ 0.6	2.6	0.8	2.4	1.3
公需寄与度				0.3	▲ 0.2	0.7	0.3	0.3	0.0
外需寄与度				3.0	1.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.0	▲ 0.0
国民総所得	631.3	654.0	670.6	4.9	2.0	3.6	1.2	2.5	1.1
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,934	6,955	6,958	0.4		0.3		0.1	
就業者数	6,756	6,779	6,788	0.4		0.3		0.1	
雇用者数	6,089	6,121	6,130	0.7		0.5		0.1	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.6	2.5	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・変化率	▲ 1.9	▲ 1.0	2.4						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.4	2.8	1.6						
消費者物価指数・変化率	3.0	2.5	2.0						
GDPデフレーター・変化率	4.2	2.5	1.5						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 6.3	▲ 6.6	▲ 6.4						
貿易収支	▲ 3.7	▲ 4.6	▲ 4.1						
輸出	101.9	106.7	112.3	2.2		4.6		5.3	
輸入	105.7	110.8	116.4	▲ 10.1		4.8		5.0	
経常収支	26.6	30.9	31.0						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.5	5.0	4.9						

(注) 消費者物価指数は総合である。

(2) 令和6年度の経済動向

我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。

こうした中、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。

令和6年度の我が国経済は、緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.4%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.9%程度、消費者物価（総合）は2.5%程度の上昇率になると見込まれる。

(3) 令和7年度の経済見通し

令和7年度には、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。

令和7年度の実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価（総合）は2.0%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。

① 実質国内総生産（実質GDP）

(i) 民間最終消費支出

物価上昇を上回る賃金上昇が普及・定着する中、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

総合経済対策の政策効果が下支えとなるものの、資材価格が高い水準で推移する中、実質値は減少する（対前年度比0.3%程度の減）。

(iii) 民間企業設備投資

企業の堅調な収益や高い投資意欲を背景に、総合経済対策の政策効果もあって、増加する（対前年度比3.0%程度の増）。

(iv) 公需

高齢化等に伴う支出増が見込まれる一方で、総合経済対策に基づく政府支出が前年度と同程度となる中で、物価上昇の影響から、実質値はおおむね横ばいとなる（実質GDP成長率に対する公需の寄与度0.0%程度）。

(v) 外需（財貨・サービスの純輸出）

世界経済の緩やかな成長に伴い輸出が増加する一方で、国内需要の増加に伴い輸入が増加し、おおむね横ばいとなる（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.0%程度）。

② 実質国民総所得（実質GNI）

実質GDP成長率と同程度の伸びとなる（対前年度比1.1%程度の増）。

③ 労働・雇用

労働力人口がおおむね横ばいとなる中、経済の緩やかな成長に伴い労働需給は引き締まり、完全失業率は低下する（2.4%程度）。

④ 鉱工業生産

国内需要や輸出の増加に伴い、上昇する（対前年度比2.4%程度の上昇）。

⑤ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、原材料価格など輸入コスト上昇の影響は一巡するものの、賃金上昇に伴う国内物価の緩やかな上昇が見込まれることから、2.0%程度となる。GDPデフレーターについては、対前年度比1.5%程度の上昇となる。

⑥ 国際収支

所得収支の黒字が続く中、経常収支の黒字はおおむね横ばいで推移する（経常収支対名目GDP比4.9%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和7年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	3.3	3.0	2.9
円相場（円／ドル）	144.6	152.8	153.6
原油輸入価格（ドル／バレル）	87.9	81.8	76.2

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和6年11月1日～11月30日の期間の平均値（153.6円／ドル）で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和6年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（76.2ドル／バレル）で、同年12月以降一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また、国際環境の変化等には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数は、ある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 令和7年度の経済財政運営の基本的態度

令和7年度の経済財政運営においては、引き続き、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとしていく。

令和6年度補正予算と一体的に、かつ、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、メリハリの効いた編成を行った令和7年度予算を着実に実行に移し、切れ目のない経済財政運営を推進する。

具体的には、最低賃金の引上げ、価格転嫁等の取引適正化、人手不足に対応する省力化・デジタル化投資の促進、人への投資を含む三位一体の労働市場改革に取り組む。また、DX・GX、AI・半導体等の成長分野における官民連携投資など、「投資立国」の取組とともに、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進め、我が国経済を高付加価値創出型の成長経済へと転換していく。

この他、地方創生2.0、防災・減災及び国土強靱化等を始め、総合経済対策、「令和7年度予算編成の基本方針」（令和6年12月6日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）に基づき政策対応を推進する。

こうした政策対応を含め、当面の経済財政運営を推進していくに当たっては、デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

骨太方針2024を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

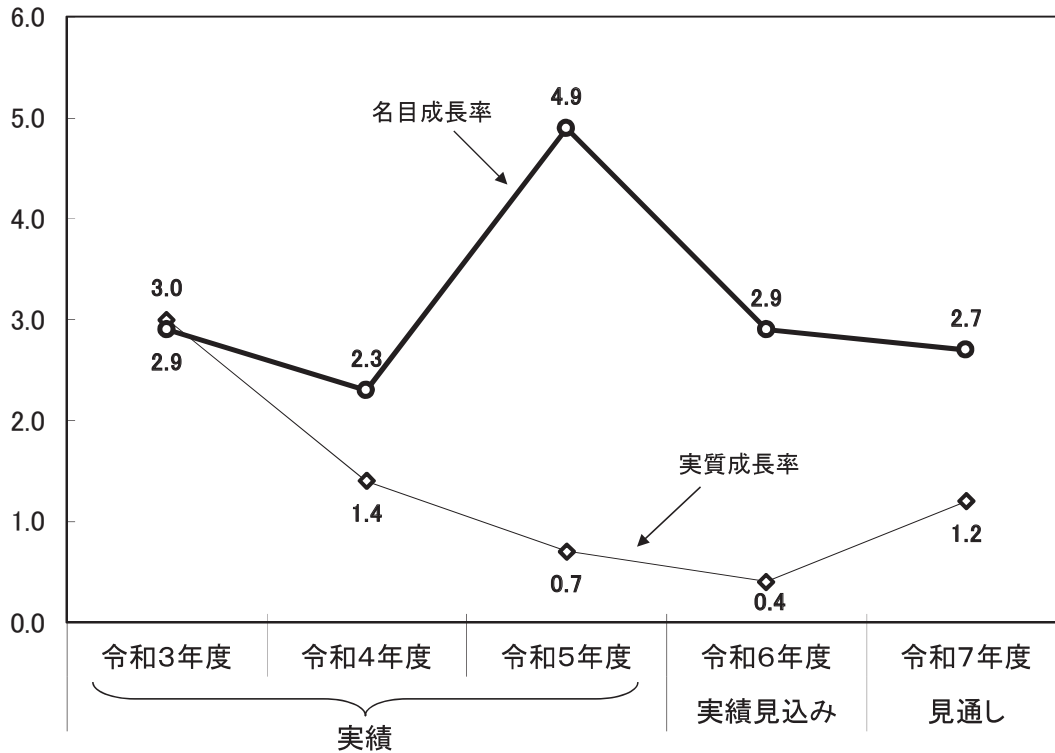
政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(参考)

主な経済指標

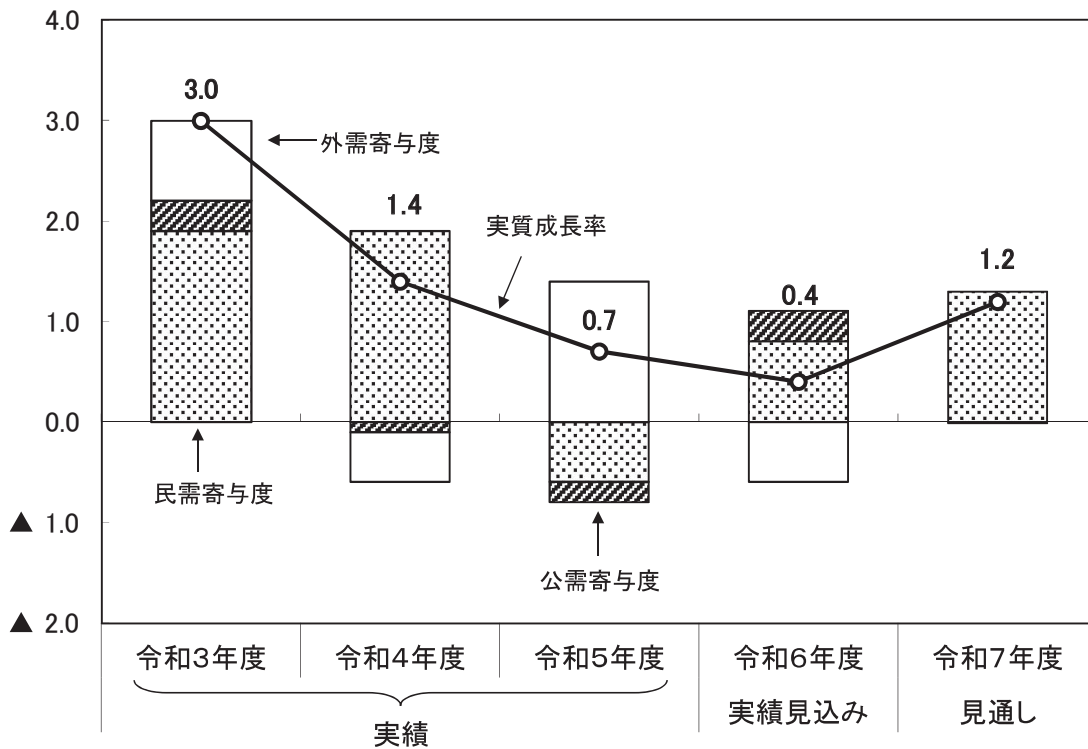
(%、%程度)

1. 国内総生産



(%、%程度)

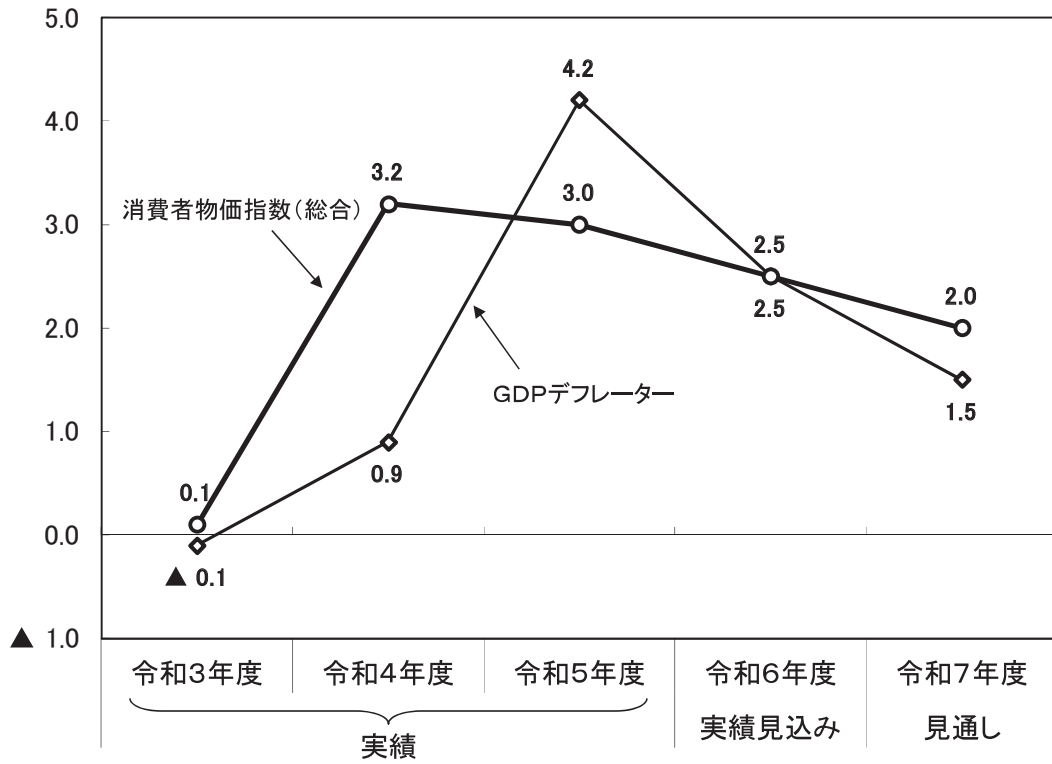
2. 実質成長率と寄与度



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

(%、%程度)

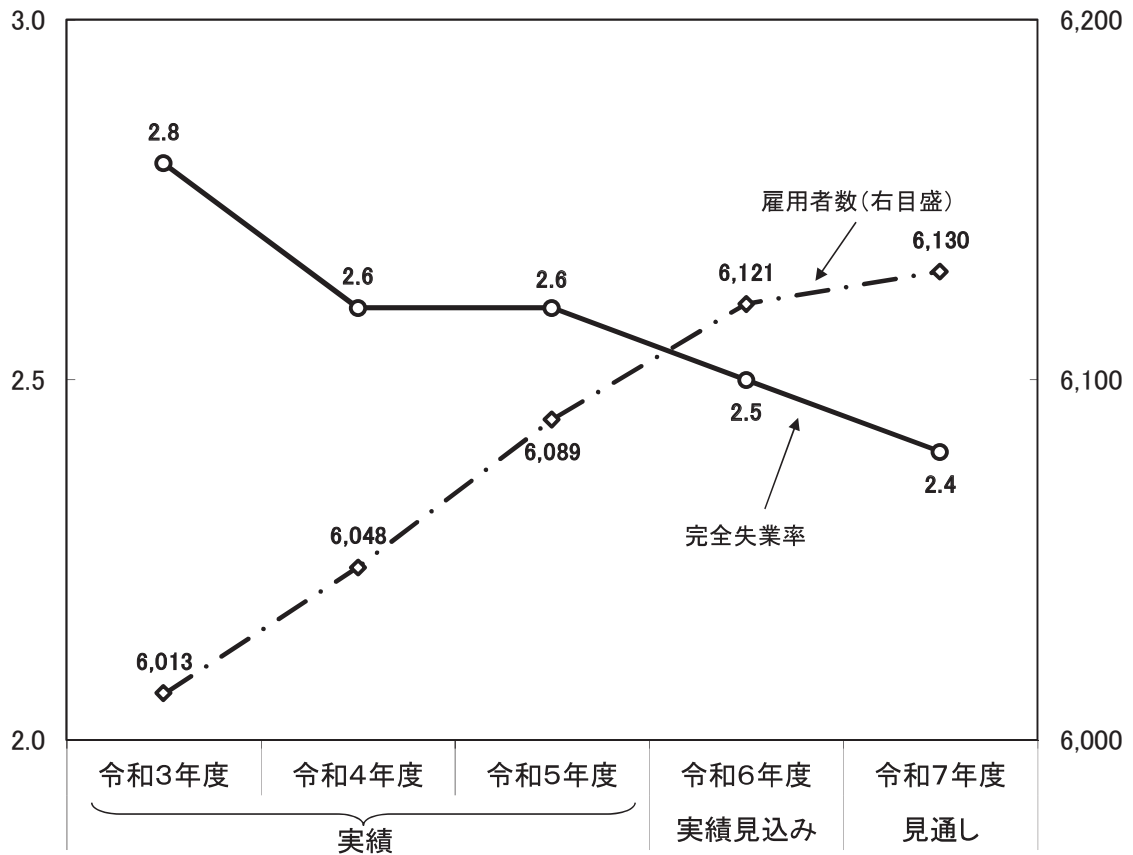
3. 物価関係指数の変化率



(%、%程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



資料3

令和7年度一般会計歳入歳出概算

令和6年12月27日
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和7年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	696,080	784,400	88,320	12.7
2. そ の 他 収 入	75,147	84,525	9,378	12.5
3. 公 債 金	354,490	286,490	△ 68,000	△ 19.2
(1) 公 債 金	65,790	67,910	2,120	3.2
(2) 特 例 公 債 金	288,700	218,580	△ 70,120	△ 24.3
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6
歳 出				
1. 一 般 歳 出	677,764	682,452	4,689	0.7
2. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	177,863	190,784	12,921	7.3
3. 国 債 費	270,090	282,179	12,089	4.5
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和7年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	令和7年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇室費	101	114	12	12.1
国会	1,300	1,315	16	1.2
裁判所	3,310	3,352	42	1.3
会計検査院	163	163	1	0.4
内閣	1,115	1,215	101	9.1
内閣府	50,671	52,768	2,097	4.1
内閣本府等	47,865	49,894	2,029	4.2
警察庁	2,806	2,875	68	2.4
デジタル庁	4,964	4,752	△ 212	△ 4.3
総務省	182,107	195,917	13,810	7.6
うち地方交付税交付金等	(177,863)	(190,784)	(12,921)	(7.3)
法務省	7,405	7,436	32	0.4
外務省	7,257	7,448	191	2.6
財務省	282,777	294,031	11,254	4.0
うち国債費	(270,090)	(282,179)	(12,089)	(4.5)
文部科学省	53,384	54,029	645	1.2
厚生労働省	338,191	342,904	4,714	1.4
農林水産省	20,933	20,957	23	0.1
経済産業省	8,695	8,506	△ 189	△ 2.2
国土交通省	60,965	60,719	△ 246	△ 0.4
環境省	3,207	3,096	△ 111	△ 3.5
防衛省	79,172	86,691	7,519	9.5
原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備費	10,000	—	△ 10,000	—
予備費	10,000	10,000	—	—
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

令和7年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	令和7年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保険関係費	377,193	382,778	5,585	1.5
文教及び科学振興費	54,716	55,496	780	1.4
うち科学技術振興費	(14,092)	(14,221)	(129)	(0.9)
国債費	270,090	282,179	12,089	4.5
恩給関係費	771	623	△ 149	△ 19.3
地方交付税交付金等	177,863	190,784	12,921	7.3
防衛関係費	79,172	86,691	7,519	9.5
公共事業関係費	60,828	60,858	30	0.0
経済協力費	5,041	5,050	9	0.2
中小企業対策費	1,693	1,695	1	0.1
エネルギー対策費	8,329	8,111	△ 218	△ 2.6
食料安定供給関係費	12,618	12,609	△ 9	△ 0.1
その他の事項経費	57,403	58,543	1,140	2.0
原油価格・物価高騰対策及び賃 上げ促進環境整備対応予備費	10,000	—	△ 10,000	—
予備費	10,000	10,000	—	—
合 計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

(注) 前年度予算額は、7年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和7年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

資料4

項目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
地方譲与税	454,493 億円	427,329 億円	6.4 %
地方特例交付金	29,661 億円	27,293 億円	8.7 %
地方交付税	1,936 億円	11,320 億円	▲ 82.9 %
地方債	189,574 億円	186,671 億円	1.6 %
うち臨時財政対策債	59,602 億円	63,103 億円	▲ 5.5 %
うち復興・防災財源	0 億円	4,544 億円	皆減
うち旧国庫財源	▲ 33 億円	▲ 8 億円	312.5 %
うち一般財源	▲ 217 億円	▲ 169 億円	28.4 %
歳入	約 970,100 億円	936,388 億円	約 3.6 %
「一般財源」	675,414 億円	656,980 億円	2.8 %
(交付団体ベ－ス)	637,714 億円	627,180 億円	1.7 %

項目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
総退職手当	費約 209,800 億円	202,292 億円	約 3.7 %
退職手当	外約 198,600 億円	191,527 億円	約 3.7 %
退職手当	当約 11,200 億円	10,765 億円	約 4.0 %
一般行政	費約 456,000 億円	436,893 億円	約 4.4 %
補助	分約 265,800 億円	251,417 億円	約 5.7 %
単独	分約 158,900 億円	153,861 億円	約 3.3 %
うちデジタル活用推進事業費(仮称)	1,000 億円	- 億円	皆増
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	約 15,000 億円	14,915 億円	約 0.6 %
新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	約 12,000 億円	12,500 億円	▲ 4.0 %
うち地方創生推進費	約 10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	約 2,000 億円	2,500 億円	▲ 20.0 %
地域社会再生事業費	約 4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公債償還	約 107,300 億円	108,961 億円	▲ 1.5 %
維持補修費	約 15,500 億円	15,344 億円	約 1.0 %
うち緊急浸透推進事業費	約 1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投資的経助	約 121,100 億円	119,896 億円	約 1.0 %
直轄・補助	分約 57,500 億円	56,259 億円	約 2.2 %
単独	分約 63,600 億円	63,637 億円	約 0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	約 5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	約 5,000 億円	4,800 億円	約 4.2 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	約 4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費	約 1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
営企業債償還費	約 22,800 億円	23,202 億円	約 ▲ 1.7 %
うち企業債償還費	約 12,400 億円	13,059 億円	約 ▲ 5.0 %
水準超過経費	約 37,700 億円	29,800 億円	約 26.5 %
歳出	計約 970,100 億円	936,388 億円	約 3.6 %
(交付団体ベ－ス)	約 932,400 億円	906,588 億円	約 2.8 %
地方一般歳出	約 812,800 億円	784,568 億円	約 3.6 %

※1 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

※2 新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

令和7年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

資料5

(1) 復旧・復興事業

項目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	871 億円	904 億円	▲ 3.7 %
国庫支出金	約 1,700 億円	1,655 億円	約 2.7 %
地方債	11 億円	2 億円	450.0 %
一般財源充当分	33 億円	8 億円	312.5 %
計	約 2,700 億円	2,631 億円	約 2.6 %
直轄・補助事業費	約 2,300 億円	2,198 億円	約 4.6 %
地方単独事業費	293 億円	370 億円	▲ 20.8 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	175 億円	248 億円	▲ 29.4 %
計	約 2,700 億円	2,631 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目	令和7年度 (見込)	令和6年度	増減率 (見込)
地方税	0 億円	80 億円	皆減
一般財源充当分	217 億円	169 億円	28.4 %
雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %
公債費	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %
計	218 億円	250 億円	▲ 12.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料6

令和7年度地方交付税総額算定基礎(通常収支分)

(単位:億円、%)

区 分	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補 正 額 C	補 正 後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	232,870	179,050	22,040	201,090	53,820	31,780	30.1%	15.8%
	法 人 税 (イ)	192,450	170,460	10,080	180,540	21,990	11,910	12.9%	6.6%
	酒 税 (ウ)	11,740	12,090	-	12,090	-350	-350	-2.9%	-2.9%
	消 費 税 (エ)	249,080	238,230	5,200	243,430	10,850	5,650	4.6%	2.3%
一 般 会 計	(ア)×33.1%	77,080	59,266	7,295	66,561	17,814	10,519	30.1%	15.8%
	(イ)×33.1%	63,701	56,422	3,336	59,759	7,279	3,942	12.9%	6.6%
	(ウ)×50%	5,870	6,045	-	6,045	-175	-175	-2.9%	-2.9%
	(エ)×19.5%	48,571	46,455	1,014	47,469	2,116	1,102	4.6%	2.3%
	小 計	195,222	168,188	11,646	179,833	27,034	15,388	16.1%	8.6%
	令和5年度国税4税決算精算分	-	-	6,679	6,679	-	-6,679	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	-449	-449	-	-449	-	-	0.0%	0.0%
	過年度補正予算精算分	-6,854	-4,684	-	-4,684	-2,170	-2,170	46.3%	46.3%
	小 計(法定率分等)	187,919	163,055	18,324	181,380	24,864	6,539	15.2%	3.6%
	既往法定加算等	929	3,488	-	3,488	-2,559	-2,559	-73.4%	-73.4%
	臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
	計 (一般会計繰入れ)	188,848	166,543	18,324	184,868	22,305	3,980	13.4%	2.2%
	特 別 会 計	地方法人税法定率分	21,773	19,750	1,309	21,059	2,023	714	10.2%
令和5年度地方法人税決算精算分		-	-	1,114	1,114	-	-1,114	-	皆減
平成28年度地方法人税決算精算分		-0	-0	-	-0	-	-	0.0%	0.0%
返 還 金		2	0	-	0	2	2	4259.9%	4259.9%
特別会計借入金償還額		-28,000	-5,000	-	-5,000	-23,000	-23,000	460.0%	460.0%
特別会計借入金利子充当分		-2,270	-1,965	-	-1,965	-305	-305	15.5%	15.5%
特別会計剰余金の活用		400	500	-	500	-100	-100	-20.0%	-20.0%
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用		2,000	2,000	-2,000	-	-	2,000	0.0%	皆増
前年度からの繰越金		6,822	4,843	-	4,843	1,979	1,979	40.9%	40.9%
翌年度への繰越金		-	-	-6,822	-6,822	-	6,822	-	皆減
計	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	-9,022	1.6%	-4.5%	
地 方 交 付 税	合 計	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	-9,022	1.6%	-4.5%
	内 普 通 交 付 税	178,198	175,470	10,529	186,000	2,728	-7,802	1.6%	-4.2%
	内 特 別 交 付 税	11,377	11,200	1,397	12,597	176	-1,220	1.6%	-9.7%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料7

令和7年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	7年度	6年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	474.9	486.8	△ 11.9	△ 2.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	307.4	299.4	8.0	2.7
施設等所在市町村調整交付金	78.0	76.0	2.0	2.6
電源立地地域対策等交付金	1,150.9	1,122.9	28.0	2.5
特定防衛施設周辺整備調整交付金	424.2	413.2	11.0	2.7
石油貯蔵施設立地対策等交付金	51.8	52.0	△ 0.2	△ 0.4

令和7年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,890	15,794	96	0.6
2 公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3 災害復旧事業	1,127	1,119	8	0.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,625	26,845	△ 220	△ 0.8
(1) 一般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
(1) 辺地対策	590	570	20	3.5
(2) 過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	58,100	57,068	1,032	1.8
二 公営企業債				
1 水道事業	7,339	6,356	983	15.5
2 工業用水道事業	420	392	28	7.1
3 交通事業	1,584	1,763	△ 179	△ 10.2
4 電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5 港湾整備事業	618	577	41	7.1
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	4,981	1,017	20.4
7 市場事業・と畜場事業	395	386	9	2.3
8 地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9 下水道事業	13,918	13,686	232	1.7
10 観光その他事業	107	100	7	7.0
計	31,985	29,772	2,213	7.4
合 計	90,085	86,840	3,245	3.7

(単位：億円、%)

項 目		令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		0	4,544	△ 4,544	皆減
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総 計		(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
		90,885	92,184	△ 1,299	△ 1.4
内 訳	普通会計分	59,602	63,103	△ 3,501	△ 5.5
	公営企業会計等分	31,283	29,081	2,202	7.6
資金区分					
公 的 資 金		38,761	39,408	△ 647	△ 1.6
財 政 融 資 資 金		22,688	23,252	△ 564	△ 2.4
地方公共団体金融機構資金		16,073	16,156	△ 83	△ 0.5
(国の予算等貸付金)		(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
民 間 等 資 金		52,124	52,776	△ 652	△ 1.2
市 場 公 募		32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀 行 等 引 受		19,524	19,676	△ 152	△ 0.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島
地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

令和7年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職	
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職		
長期	給料	130.6330%	115.7922%		142.3868%		128.9112%	
	期末手当等	99.0939%						
	公経済	41.5%						
追 加 費 用		17.3%	25.4%	17.9%	17.8%	15.8%	13.1%	
短期	給料	76.94%	68.62%		84.61%		81.33%	
	短期+福祉	65.12%	56.13%		73.35%		69.58%	
	育休介護手当金+ 育児休業支援手当 金・育児時短勤務手 当金	1.20%	1.54%		0.88%		1.13%	
	介護納付金	10.62%	10.95%		10.38%		10.49%	
	特別財政調整	—	—		—		0.13%	
	期末手当等	58.27%	57.39%		59.60%		62.34%	
	短期+福祉	49.40%	48.03%		51.05%		53.48%	
	育休介護手当金+ 育児休業支援手当 金・育児時短勤務手 当金	0.91%	1.32%		0.61%		0.87%	
	介護納付金	7.96%	8.04%		7.94%		7.89%	
	特別財政調整	—	—		—		0.10%	
	事 務 費		240円	240円		240円		12,670円

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	14.3/100	26.9/100	26.9/100
事 務 費	19,681円	11,900円	13,731円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

資料10

令和7年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和7年度 計画額 (A)	令和6年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	10	1	9	900.0
	災害復旧事業	1	1	0	0.0
	一般単独事業	1	1	0	0.0
	公営企業債				
	水道事業	3	4	△ 1	△ 25.0
	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
	総 計	15	7	8	114.3
内 訳	普通会計分	11	2	9	450.0
	公営企業会計等分	4	5	△ 1	△ 20.0
資金 区分	公 的 資 金				
	財政融資資金	11	6	5	83.3
	地方公共団体金融機構資金	4	1	3	300.0
	(国の予算等貸付金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の () 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。